

個人情報保護法改正で変わるデータ活用

—AI時代の「利活用」と「権利保護」をどう両立するか

2026年7月、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。個人情報保護法については、2020年の改正法の附則に、施行後3年ごとに施行状況を検討し、必要に応じて措置を講じる旨が規定されている。今回の改正も、この「3年ごと見直し」を踏まえたものだ。

デジタル技術の急速な進展でデータ活用への需要が高まる一方、個人情報の不適切な取り扱いによる権利侵害のリスクも増している。そこで、個人の権利利益を保護しながら、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進するため、さまざまなルールが見直された。

主なポイントを、「データ利活用の推進・円滑化」と「個人の権利利益保護の強化」の2つの側面から見てみよう。

①データ利活用の推進・円滑化

個人データ等の第三者提供や、公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用されることが担保される場合には、一定の条件の下で本人同意を不要とする特例が設けられる。「統計作成等」には、統計作成等であると整理できるAI開発等も含まれ、目的外利用や第三者提供を防ぐための規律も設けられる。

生命・身体・財産の保護や公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合も、従来の「本人の同意を得ることが困難であるとき」に加え、同意を得ないことに「相

当の理由」がある場合にも、本人同意を不要とすることが可能になる。

また、学術研究に関する例外規定の対象となる「学術研究機関等」に病院や診療所等の医療の提供を目的とする機関または団体が含まれることが明示され、学術研究目的で個人情報を取り扱う際の例外の適用範囲も広がる。

さらに、個人データの第三者提供等について、取得の状況からみて本人の意思に反せず、権利利益を害しないことが明らかな場合には、一定の条件の下で本人同意を不要とする。政府資料では、次のような事例が示されている。

例1) 利用者がホテル予約サイトAでホテルBの宿泊予約を行い、AからBに予約者の氏名等を提供する場合

例2) 利用者が金融機関Cを通して海外の金融機関Dに送金し、CからDに送金者の情報を提供する場合

個人データの漏えい等への対応も見直される。権利利益の保護に欠けるおそれが少ない一定の場合には、本人通知に代えて代替措置をとることが可能になる。また、一定の要件を満たす1名分の誤交付・誤送付などは、個人情報保護委員会への確報を一定期間ごとにまとめて行うことも認められる。

次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。



時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、

明日を生きる人々がいつもいきいきとしていられるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、

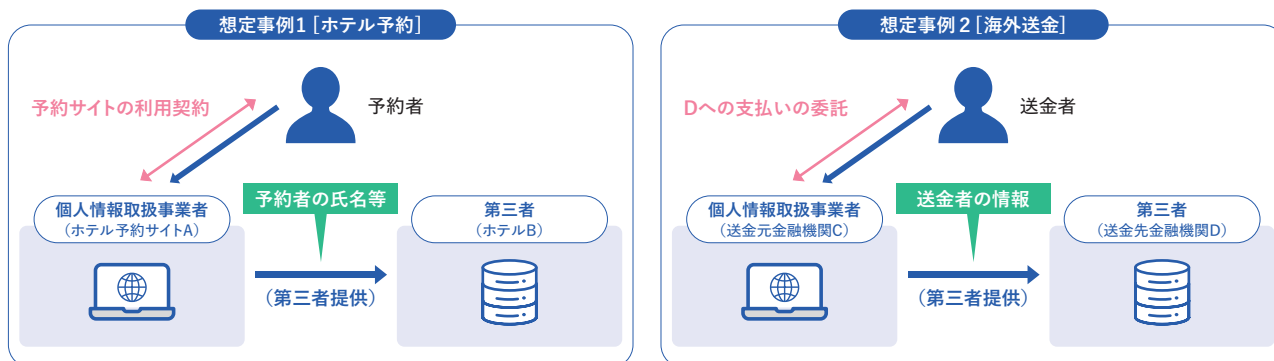
豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

HITACHI

日立の樹オンライン www.hitachinoki.net

株式会社 日立製作所 <https://www.hitachi.com/ja-jp/>

本人の同意が不要となる例



出典：個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法等の一部を改正する法律について」より作成

②個人の権利利益保護の強化

未成年者の個人情報に関するルールも強化される。16歳未満の子供に関する同意取得や通知等では、原則として法定代理人を対象とすることが明文化されるほか、未成年者の年齢や発達の程度に応じ、その最善の利益を優先して考慮する旨の責務規定も設けられる。

顔認証等に用いられる顔特徴データ等については、取り扱いに関する一定事項の周知が義務付けられる。利用停止等請求の要件を緩和し、オプトアウト制度に基づく第三者提供も禁止する。本人がデータの取り扱いを把握し、必要に応じて利用停止等を求めやすくする方向で規律が強化される。

データ処理等の委託を受けた事業者についても、委託業務に必要な範囲を超えて個人データ等を取り扱ってはならないことを明文化する。また、個人情報保護委員会が違反事業者に命令を発した場合、違反行為に関与する

クラウドサービス事業者やホスティング事業者等に、必要な措置をとるよう任意で要請できる規定も設けられる。

さらに、命令要件の見直しや、個人情報の不正提供等に対する罰則強化、不正取得への罰則新設に加え、個人情報保護法に初めて「課徴金制度」が導入される。大量の個人情報の取り扱いによる一定の重大な違反行為について、違反によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金を科し、悪質な違反行為の抑止を図る。

今回の改正は、「データを活用しやすくするための規制の見直し」と「個人を守るための規律強化」を同時に進めるものだ。特に、統計作成等の特例、子供の個人情報保護、顔特徴データ等への規律、課徴金制度などは、企業実務にも影響を与える可能性がある。

改正法は、原則として2028年7月までに施行される。今後、政令や委員会規則、ガイドライン等の整備が進められるため、自社に関係する項目を確認し、早めに対応を検討しておく必要があるだろう。

TOSHIBA

東芝で、

世界にまだないあたりまえ

をつくろう。

24時間きれいな水が飲める。停電を心配することなく電気が使える。時間通りに電車がくる。

そんな「あたりまえ」を、東芝はものづくりで支えてきました。東芝の先人たちが、多くの困難を乗り越えて生み出してきた技術が「今のあたりまえ」になっています。

ものづくりを超えて、私たちは、これからも挑み続けます。「世界にまだない、あたりまえ」をつくることに。

ともに、世界を前に進めよう。人と、地球の、明日のために。

「人と、地球の、明日のために。」は東芝グループ経営理念です。